

00669

# 鳥取縣公報

昭和十七年六月三十日  
第千三百四十六號

火曜日

## 縣令

### ◇鳥取縣令第五十一號

鳥取縣立機械工業成所規程左ノ通定ム

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立機械工業成所規程

#### 第一章 總 則

第一條 鳥取縣立機械工業成所（以下單ニ養成所ト稱ス）ハ本縣下ノ機械工業ニ從事セントスル者ニ對シ必要ナル智識技能ヲ授クルト共ニ精神の訓練ヲ爲シ以テ本縣機械工業ノ中堅人物ヲラシムルヲ以テ目的トス

第二條 養成所ハ鳥取縣鳥取市ニ置ク

第三條 養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長 技 師  
主 事 補 技 手

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ知事ノ命ヲ受ケ所内全般ノ事務ヲ掌理ス

第五條 技師、技手ハ所長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ監督及訓育ニ當リ

其ノ他所務ヲ掌理ス

第六條 主事補ハ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第七條 養成所ノ本科ノ教科ヲ旋盤工、仕上工、鑄工、製圖工ノ

四分科トシ其ノ一分科ヲ專修セシム

第八條 本科各分科ノ修業年限ハ之ヲ壹ケ年トス

但シ成績ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得

第九條 養成所ニ研究科及別科ヲ置ク

第十條 研究科ハ本科各分科ヲ卒業シタル者ニシテ尚上級ノ智識

技能ヲ修得セントスル者ヲ選拔收容ス

第十一條 別科ハ特殊實技ヲ修得セントスル者ヲ選拔收容ス

第十二條 研究及別科ノ修業年限ハ六ケ月トス

第十三條 生徒ノ定員ハ本科六十名、研究科及別科若干名トス



00672

人所順序 始業日 終業日  
 第一回 四月一日 翌年三月三十一日  
 第二回 十月一日 翌年九月三十日  
 第十八條 授業休日左ノ如シ  
 一 祝日、大祭日  
 二 創立記念日  
 三 日曜日 但シ第三期、第四期ニ於テハ第一日曜日及第三日曜日  
 四 冬期休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄  
 第十九條 所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ第十四條乃至第十六條ノ授業時數及第十八條ノ授業休日ヲ變更又ハ伸縮スルコトヲ得  
 第四章 入所、休所及卒業  
 第二十條 入所ヲ許スベキモノハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス  
 一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナルモノ  
 二 國民學校高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ年齢滿十四歲以上ノ者  
 第二十一條 入所志願者ハ第一號書式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添付シ別ニ告示スル願書締切期日迄ニ至リテ所長ニ提出スベシ  
 第二十二條 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ選抜ヲ行フ  
 選抜ノ方法ハ所長之ヲ定ム  
 第二十三條 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保證人二人ヲ定メ第二號書式ノ誓約書及戶籍抄本ヲ差出スベシ  
 第二十四條 保證人ハ二人トシ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請ノ責ニ任ジ得ベキ者ナルベシ  
 第二十五條 保證人ヲ變更シタルトキハ其ノ都度遲滞ナク届出ズベシ  
 第二十六條 在所中病氣其ノ他ノ事由ニ依リ長期缺席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ  
 第二十七條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ハ第三號書式ノ卒業證書ヲ授與ス  
 第五章 退 所  
 第二十八條 退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ  
 第二十九條 左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ退所セシム  
 一 操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者  
 二 身体虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者  
 三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者

00673

四 正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタル者  
 第六章 授業料及學費  
 第三十條 授業料ハ之ヲ徵收セズ  
 第三十一條 生徒ノ修業ニ要スル費用ハ自辨トス  
 第七章 賞 罰  
 第三十二條 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ハ所長之ヲ褒賞ス  
 第三十三條 不都合ノ行爲ヲナシタル者ハ其ノ情狀ニ依リ之ニ懲戒ヲ加フ  
 其ノ種類左ノ如シ  
 謹慎、停所、除籍  
 第三十四條 本所所屬ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ相當ノ辨償ヲナサシムルコトアルベシ  
 第八章 寄 宿 舎  
 第三十五條 自宅ヨリ通所シ能ハザル者ハ寄宿舍ニ收容セシムルモノトス  
 但シ特別ノ事由ニヨリ入舎シ能ハザル者ハ所長ノ許可ヲ受クベシ  
 第三十六條 寄宿舍生徒ハ所長ノ定ムル所ニ依リ食費及舍費ヲ納入スベシ

第三十七條 入所若ハ退舎セントスル者ハ親權者若ハ後見人又ハ代理人ノ連署ヲ以テ所長ニ願出デ許可ヲ受クベシ  
 附 則  
 本令施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十四年八月鳥取縣令第二十號鳥取縣立機械工訓育所規程ハ之ヲ廢止ス  
 第一號書式

人 所 願

番	氏名	生年月日	大正	年	月	日	受付 番號	學 歷
本	原籍	現住所	縣府	郡市	町大字	番地		
人	志望	現任又ハ卒業 學校名	縣府	郡市	町大字	番地		
親	氏名	現住所	縣府	郡市	町大字	番地		
權	現住所	縣府	郡市	町大字	番地			

00674

者	職業	親權者ト本入トノ續柄
入學許可ノ通知ヲ受クル所		
昭和 年 月 日	親權者	
右 後見人	氏名印	
鳥取縣立機械工養成所長 殿		

第二號書式 (用紙美濃紙)

證書

印紙

本籍 縣 府 郡 市 町 大字 番地  
 現住所 縣 市 郡 村 町 大字 番地  
 職業 戶主又ハ誰子弟 氏 名  
 生年 月 日

右ハ今般御所へ入所許可相成候ニ就テハ私共其監督ノ責ニ任ジ猥リニ退所轉所致サセ間敷且ツ本人御所在所中ハ勿論卒業シタル後ト雖モ在所中ニ係ル事件ハ一切引受ケ可申候仍テ保證如斯候也  
 昭和 年 月 日 鳥取縣立機械工養成所長位勳爵氏 名 印

本籍	縣 府 郡 市 町 大字 番地
現住所	縣 市 郡 村 町 大字 番地
職業	親權者(後見人又ハ親族)
正保證人	氏 名 生年 月 日
副保證人	氏 名 生年 月 日
本籍	縣 府 郡 市 町 大字 番地
現住所	縣 市 郡 村 町 大字 番地
職業	
副保證人	氏 名 生年 月 日
畢業證書	
卒業證書	
鳥取縣立機械工養成所長何某 殿	
第三號書式	
右者本所規定ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス 昭和 年 月 日 鳥取縣立機械工養成所長位勳爵氏 名 印	

00675

訓令

鳥取縣訓令第十五號

鳥取縣立機械工養成所長

昭和十五年一月十日鳥取縣訓令甲第一號鳥取縣立機械工訓育所處務規程中左ノ通改正ス  
 昭和十七年六月三十日 鳥取縣知事 土 肥 米 之

「鳥取縣立機械工訓育所處務規程」トアルヲ「鳥取縣立機械工養成所處務規程」ニ第八條中「修了證書」トアルヲ「卒業證書」ニ改ム

鳥取縣訓令第十六號

種 畜 場 長  
 市 町 村 長  
 畜産組合聯合會長  
 畜産組合長

鳥取縣役肉用牛標準体型並鳥取縣役肉用牛体格審査標準左ノ通定  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十月鳥取縣訓令甲第十三號ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十七年六月三十日 鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣役肉用牛標準体型

一 一般体型  
 軀體概テ長方形ヲ呈シ各部均稱ヲ得、體積豐ニシテ緊リ良ク品位ニ富ミ生後三六六月ニシテ成熟期ニ入り完熟シタルモノニ在リテハ体高牝一二五、雄牝一三六、體重牝約四一五、雄牝約六五〇、距ニ達シ体高ニ對スル體軀各部ノ比率左ノ如シ

部位	体高	体長	胸圍	胸深	胸幅	腰角	腰幅	尻長	坐骨幅	管圍
牝	100	133	145	35	35	35	35	45	35	35
牡	100	155	155	35	35	35	35	45	35	35

二 各部ノ形質  
 イ 頭部、頭ハ中等大ニシテ體軀トノ鈞合ヲ保チ額適度ニ廣ク且緊リヲ有シ鼻梁直、鼻孔潤大鼻鏡廣ク頬豐ニシテ頸強實頰鬚緊實シ口深ク唇豐ニシテ緊リ齒列正狀舌灰黑色眼ハ清玲ニシテ溫和ノ相ヲ呈シ耳ハ中等大ニシテ形質宜シク角形恰好ニシテ其ノ質緻密色澤良好ナルベシ  
 ロ 頸部、形態良好ニシテ頭及前軀ヘノ移行宜ク筋肉ノ發育良好ニシテ牡ニ在リテハ厚ク太ク適度ノ頸峯ト胸垂ヲ有シ牝ニ

在リテハ薄クシテ優美ナルベシ  
 ハ前軀、肩ハ適度ノ長サト傾斜ヲ有シ附着良好鬐甲部ノ厚サ  
 適度ニシテ肩端ノ狀態宜シク胸廣ク深ク胸前肩後及前腋充實  
 シ胸底平潤ナルベシ

ニ 中軀、背線平直肋正常ニシテ豊穡シ肋間廣ク腰ハ水平ニ廣  
 ク強ク前後ノ接合宜ク肚腹豊裕ニシテ緊リ下腹部充實スベシ  
 ホ 後軀、十字部平潤ニシテ腰角間適度ニ廣ク形態良好ニシテ  
 尻長ク廣ク傾斜少クシテ背腰トノ鈞合良ク腰ハ幅適度ニシテ  
 着シ適度ニ長ク正シク垂下シ尾房良好ナルベシ

一 泌乳生殖器、乳房發育良好乳頭ノ位置形質宜シク生殖器ノ  
 發育正常ニシテ牡ニ在リテハ包皮弛緩セザルベシ  
 ト 肢蹄步驟姿勢正シク筋腱發育良好ニシテ良ク緊リ關節強實  
 飛節ノ位置及角度宜シク緊強靱蹄ハ黑色正形ニシテ厚ク且緻  
 密堅牢ナルベク步驟正調步履確實ナルベシ

三 被毛皮膚  
 被毛黑色ニシテ褐色ヲ帶ビ光澤ヲ有シ纖維密生シ皮膚彈力ニ富  
 ミ觸感良好ニシテ餘裕ヲ有スベシ

四 品位性質  
 牝牡其ノ性相ヲ呈シ輪廓鮮明ニシテ品位ニ富ミ性質溫順體質

強健活氣ヲ有シ飼料ノ利用性ニ富ムベシ  
 附記  
 失格  
 一 異毛色  
 二 恥骨部(牡)乳房部(牝)以外ノ白斑  
 三 痣ノ大ナルモノ及數多キモノ  
 四 全身刺毛  
 五 白舌、口接舌  
 六 株骨  
 七 豚尻

鳥取縣役肉用牛體格審査標準

區分	部位	說明	標點
頭	額	額、適度ニ廣ク且緊リアルモノノ 眼、活大ニシテ清玲溫和ニ見ユルモノ 鼻梁、直ナルモノノ 頰豐ニシテ頸強實、額顯堅實セルモノ	一一 一一
	角項耳	角、形狀恰好ニシテ質緻密色澤良好ナ ルモノノ 耳、中等大ニシテ形質良好ナルモノノ 項、適度ノ廣サヲ有シ滑ニシテ深カラ ザルモノ	三 四

口廣ク深ク唇豐ニシテ緊リ齒列正シク  
 舌灰黑色  
 乳齒ノ發育良好ニシテ力アルモノ  
 鼻鏡廣ク鼻孔潤大ナルモノ

頸  
 形態良好ニシテ頭及前軀ヘノ移行宜シ  
 ク皮膚ニ適度ノ餘裕アリ牡ニ在リテハ  
 筋肉ノ發育良好ニシテ厚ク適度ノ頸峯  
 ト胸垂ヲ有シ牝ニ在リテハ薄クシテ優  
 美ナルモノ

前軀  
 肩 適度ノ長サト傾斜ヲ有シ附着良好鬐甲  
 部ノ厚サハ適度ニシテ肩端ノ狀態宜シ  
 キモノ

胸 廣ク深ク胸前肩後及前腋充實シ胸底平  
 潤ナルモノ

肋、正常ニシテ良ク開張シ肋間廣キモ  
 腹、豊裕ニシテ良ク緊リ下腹部深ク充  
 實セルモノ

背、腰 平直ニシテ廣ク長ク且強キモノ

後軀  
 十字部 十字部平潤ニシテ腰角間適度ニ廣ク形  
 態良好ナルモノ

尻 適度ニ廣ク長ク傾斜少ク薦骨隆起セザ  
 ルモノ

廣 位置宜シク幅適度ナルモノ  
 良ク充實シ坐骨端突出セズ坐骨幅適度  
 ニ廣キモノ

臀 廣ク厚ク充實シ形狀宜シキモノ

尾 恰好ニ附着シ粗大ナラズ垂下正シク適  
 度ノ長サヲ有シ力アリ尾房良好ナルモノ

泌乳生殖器  
 乳房、發育良好軟靱ニシテ乳頭ノ位置  
 形質宜シキモノ  
 牝陰發育良好正常ナルモノ  
 睪丸、形質良好ニシテ適度ニ垂下シ包  
 皮弛緩セザルモノ

肢蹄步驟  
 肢勢正シク筋腱發育良好ニシテ良ク緊  
 リ關節強實飛節ノ位置及角度宜シク緊  
 強靱蹄黑色正形ニシテ厚ク質緻密堅牢  
 ナルモノ

步驟 正調步履確實ナルモノ

被毛皮膚  
 被毛、黑色ニシテ微ニ褐色ヲ帶ビ光澤  
 ヲ有シ纖維柔軟ニシテ密生セルモノ  
 皮膚、彈力ニ富ミ觸感良好ニシテ餘裕  
 アルモノ

均稱體積  
 均稱  
 頭頸、軀幹及肢ノ鈞合良好ニシテ體  
 上線及體下線平直ナルモノ

口、鼻	三	三	三
頸	三	三	三
前軀	一一	一一	一一
肩	六	六	六
胸	六	六	六
肋、腹	六	六	六
背、腰	五	五	五
後軀	二六	二六	二六
十字部	四	四	四
角部	四	四	四
尻	五	五	五
廣	五	五	五
臀	四	四	四
尾	三	三	三
泌乳生殖器	五	五	五
肢蹄步驟	一一	一一	一一
被毛皮膚	七	七	七
均稱體積	七	七	七





# 彙報

## 乳幼児體力検査

六月末より八月末に亘り  
全縣下各校下別に實施す

(衛生課)

國民殊に青少年の健康増進体力増強を目ざす「國民体力法」の一部改正が行はれて、本年より十五歳以上二十五歳までの男子が國家の管理下に体力検査を受けることになり、且つ昨年四月一日以後に生れた乳幼児も同法の適用を受けて体力検査を受けることとなつたことはさきに記したが(本年五月二十二日號)更に六月二十六日縣告示を以て本年度第一回乳幼児体力検査の日割が公布され、本月末より八月末に亘つて全縣下にこれを實施することとなつたので、こゝにこの乳幼児体力検査について大要を記すこととする。

本年、に於て体力検査を受くべきものは

昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日までの間に出生したる者(昭和十六年度出生兒)  
昭和十七年四月一日以後に出生したる者(昭和十七年度出生兒)

であつて、この体力検査を受けしむべき義務者は(1)体力検査を受くべき者に對し親權を行ふ者、(2)親權者なき時は後見人又は後見人の職務を行ふものである。これは國民体力法により検査を受けしむべき義務を負ふものであることを承知せねばならぬ。

乳幼児体力検査は昭和十六年度出生兒については五月一日より九月三十日まで第一回の検査、第一回の検査後三ヶ月以上経過した後十月一日より翌年三月末日まで第二回の検査をし、又昭和十七年出生兒については生後四ヶ月までに第一回の検査を行ひ更に七月及び滿一年に達するまでに第二回及び第三回の検査を行ふのであるが、今回の告示による体力検査は昭和十六年四月一日以降同十七年四月三十日までに出生して各市町村に現住する乳幼児を國民學後に集めて検査することになつてゐる。もし旅行其の他の事故によつて告示當日検査を受けることの出来ぬものは、豫め市町村長に事故の事由及事由消失の豫定の時を、又病によつて受檢不可能の者は病名及治療見込日數を記入した診斷書を添へて届出で、事故が止んだ後速に検査を受けるのである。検査は知

事に於て 選任した國民体力管理醫がこれに當る。

市町村長は出生届を受理したら國民体力法の定めるところにより体力手帳に体重及び在胎月數其の他所定の事項を記して保護者に假交付することになつてゐるのであるが、体力検査をした後はその結果をこれに記入して交付し、体力検査表を複製して五ヶ年間保存し、且つ体方検査結果報告を施行後十日以内に知事に進達する。

又保護者は体力手帳の交付を受けたら体力検査の結果の記入を受けるはもとより、種痘其の他豫防接種、ツベルクリン反應、又は血清其の他の検査を受けた時、乃至は國民体力管理醫の保健指導を受けた時はすべて手帳を提示して其の記入を受けなければならぬ。

乳幼児の健康を保全し、其の死亡率の低下を圖することは特に刻下の急務である。各位はこの國民体力法による体力検査の結果によつて充分これが完全なる育成を圖ると共によく榮養に留意し、且つ各種の保健施設等と連絡を保ちて育児の完璧を期するやう格段の努力を切望する次第である。

X X X X X

## 時局と映畫教育

### 縣映畫教育指針の設定

(社會教育課)

一億國民鐵石の團結を以て聖戰完遂に挺身すると共に、東亞諸民族の指導國民としての實力を涵養することは皇國の歴史的使命たる大東亞建設の根基である。しかしてこの大使令を達成する爲の一手段としては、大衆性・指導性及び藝術性に於て獨自の性能を發揮しつゝある映畫を學校教育並に社會教育の上に活用して、大いに國民精神を昂揚すると共に國民文化の向上・國民生活の刷新に努め、國民の士氣を鼓舞するは最も緊要なる方途といはねばならぬ。

因て本縣では今回鳥取縣映畫教育指針を樹立してこの映畫教育の進展に資することとした。即ち本縣映畫教育協會の擴充強化を圖りて各郡市教育會に文化部を設け、依つて放送教育・文書教育等と共に映畫教育に關する研究を行ふこととし、各學校に於ては斯教育研究の爲に映畫教育主任を設け、市町村役場にも文化係を設けてこれらの事に當ることとしたのである。又映畫配給組織としては學校に於ける講堂映畫會及び部落映畫會に使用する映畫に



00684

ついでには鳥取縣映畫教育協會に配給し、學校教育上の映畫利用學習に使用する映畫については各郡市教育會文化部に映畫配給組織を設け、年々市町村より經費の醸出をなしてこれが充實を企圖することとした。

次に映畫教育の進展を図るについてはその設備に於て種々積極的に努力すべき點が多いので、これに就ては次の如く定めたのである。

- 1 各町村には學校教育並に社會教育に資する爲十六ミリ映寫機を一臺宛設備すること。
- 2 學校に於ける適當なる教室及び講堂には暗室裝置並に配電の設備をなすこと。
- 3 暗室裝置に關しては資材關係を考慮し、簡易なるものを工夫すること。
- 4 學校建築に際してはこれ等の設備と併せ換氣裝置につき留意すること。
- 5 講堂映畫會及び一般映畫會の場合にはこれが効果を一層昂揚する爲、擴聲機を以て映畫の解説及びレコードの伴奏等を行ひ得るやう設備すること。
- 6 伴奏音楽には次のレコードを設備すること。  
大・東日學校巡回映畫聯盟選定

文部省推薦

教育映畫伴奏レコード

- 第一輯 (十枚)
- 第二輯 (十枚)

しかしして學校教育及び社會教育上に於ける映畫教育實施の目標方法及び注意事項を記すと次の通りである。

△ 學校に於ける映畫教育

學校教育に映畫を活用して映畫のもつ独自の特殊機能を發揮せしめ、以て皇國民の基礎的練成に資せんとするものであつて、これが爲には一は教科に即してその効果を強化し、一は教化に盛り得ざる題材、総合的なものを以て全体的練成に資することが肝要である。

又映畫教育の本質上全校職員が一丸となつてその運営に當り、係員の組織は各學校の實情に應じて適宜定めるのであるが、映寫機の取扱は全校職員がこれに習熟する必要がある。

一 講堂映畫會

講堂映畫會は學校に於ける全体的練成に資せんとするものであつて、その映畫は文部省課外用選定(國民學校)並に青年向選定(青年學校中等學校)のものを利用し、映寫前に必ず試寫を行つて映畫及びこれに關する資材の研究を行ひ、充分その映畫を理解

00685

した後、員協力の上映寫に當ることが肝要である。

又映寫に當つては生徒兒童の心理的發達程度に應じて映畫の選定及び映畫指導目標を適切にし、映寫の際は適切なる伴奏を行つて映畫の効果發揚に努め、且つ映畫會の前には簡易適切な指導を行ひ、映寫中に解説を行ふ場合は努めて冗漫を避けて適切な言語により映畫の内容を生徒兒童によく消化せしめるやうにせねばならぬ。

尙季節並に映畫會場の構造等に應じて映寫時間とか換氣等養護上の注意をなし、會場に於ては絶えず生徒兒童の態度に意を用ひて觀覽態度の訓練に努めると共に、一般的訓練にも資する用意を必用とする。

二 映畫利用學習

教室に於ける映畫利用學習には教科用檢定映畫を用ふるのであるが、これについては各教科の教授細目中に、利用し得る映畫の配當をして置かねばならぬ。しかして映畫利用學習の實施に當つてはその教材觀・映畫觀に從つて合理的な教科の學習過程を定めて指導の適切を圖らねばならぬのである。

三 校外映畫學習

校外映畫學習とは生徒兒童をして校外映畫教育の爲に常設館又は興業映畫に於て、文部省の國民學校課外用選定映畫・青年向選

定映畫等優秀な映畫を選んで觀覽せしめ教育効果を擧げようとするものである。縣に於てはこれが適切を期する爲優秀なる映畫を上映する際は推薦狀(推薦理由並に觀覽指導上の注意を記載)を興業者に交付することになつてゐるから、よくこれと連絡し充分教育手段を講じて利用に努めることが肝要である。

常設館所在の地方に於ては興業者と連絡の爲に各學校主任者を以て映畫委員會を設け、試寫研究の上指導方針を確定し置く可とする。

又映畫館に於ける觀覽に當つては指導者指導の下に觀覽態度・一般訓練等に留意し、觀覽後の指導もその場所又は歸校後に於て適宜行はねばならぬ。なほ學校職員に於て引率不可能の際は豫め充分指導を行ひ、保護者同伴によつて觀覽せしめる方法を取るべきである。

△ 社會教育上に於ける映畫教育

映畫を社會教育上に利用することは大衆性強く且つ指導性藝術性の強大な點に於て頗る多大な効果を認めねばならない。従つて映畫の有する獨自の特性を戰時下社會教育上に活用して教育教化啓蒙・宣傳・報道・健全慰樂等の上にもその高度の機能を發揮せしめ、聖戰目的の完遂並に國民文化の進展、國民士氣の昂揚に資するやう充分なる研究の下にこれを實施すべきである。



00688

### 兵器獻納資源回收

#### 運動釀出金報告

金額	町村名
一金拾貳圓	西伯郡渡村
一金拾八圓四拾五錢	八頭郡社村
一金九拾壹圓參拾錢	岩美郡津ノ井村
一金百八拾參圓拾六錢	東伯郡山守村
一金七拾八圓	東伯郡下北條村
一金貳拾圓	西伯郡大高村
一金拾貳圓五拾壹錢	西伯郡夜見村
一金參拾五圓七拾錢	氣高郡大正村
一金參拾貳圓九拾五錢	日野郡山上村
一金四拾九圓五錢	西伯郡外江村
一金拾圓六拾五錢	東伯郡泊村
一金參圓八拾七錢	日野郡福榮村

#### ◎行旅死亡人

- 一 本籍地住所 不明
- 一 氏名不明 (自稱小野寺トヲ) 年齡 九十歲位 女
- 一 体格瘠セタル方、身長四尺五寸位、頭髮白髮、丸面、齒ナシ
- 一 耳普通、鼻低ク團子鼻
- 一 着衣給、一枚模樣不明、帶ナシ
- 一 所持品 ナシ
- 一 死、場所 宮古市鍛ヶ崎字佐原地内山林小家

昭和十七年六月三十日印刷  
昭和十七年六月三十日發行

一 埋葬年月日 昭和十七年三月十五日  
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

#### ◎行旅死亡人

- 一 變死人 男 推定年齡四十歲位 住所氏名不詳
- 二 人相 身長五尺四寸位、顔面長、眉濃シ、鼻高シ、目二重險  
其他普通、特徴瘦體、反齒
- 三 着衣 メリヤスシャツ二枚、霜降及國防色勞働服ヲ着ス、破  
レ縮コイル半ズボンヲ穿ツ
- 四 假埋葬ニ附シ置キタリ

右心當リノ向ハ直接德島縣佐馬地村長宛照會相成度

#### ◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢 不詳
- 一 推定年齢 四十歲位
- 一 男女ノ別 男
- 一 人相 身長五尺三寸五分、瘦身、顔面長、鼻高、口耳  
普通、眉太ク濃シ、頭髮黑色二分刈、右大眼ニ「チ」ノ  
字ノ入墨アリ、上顎犬齒ニ金冠ヲ裝着ス、一具勞働者風  
ナリ
- 一 服装 「メリヤス」製襪衣兩側襟ニ大西商店ト染抜キタ  
ル法被ヲ着シ茶色ニ海老茶色模樣人、小毛布ヲ腰巻トナ  
シ白紐ヲ以テ帶トナス國防色、混紡織ノ「ズボン」ニ十文  
七分ノ地下足袋ヲ穿ツ
- 一 遺留品 五錢アルミ貨二個 ホツク十五組
- 一 死亡ノ區別 病死(心臟麻痺)
- 一 收容及死亡日時 病室 福井市春日町一九八番地岡田米吉  
所有農作小屋内ニ於テ死亡シ居レルヲ昭和十七年四月十  
三日午後四時發見セルモノナリ
- 一 處置 身元不詳ニ付正規ノ手續ヲ了シ假埋葬ニ附ス

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所